

富山医療生活協同組合協奨学金規程

(目的)

第1条 富山医療生活協同組合（富山医療生協）は、「いつでも、どこでも、誰でもが安心して受けられるよい医療」を実現するために、これを担う医師・看護師などの医療技術者などを養成することを目的に、奨学金を貸与し経済的援助をおこなう「富山医療生協奨学金規程」を創設します。

(奨学生の対象)

第2条 この規定における奨学生とは、卒業後、富山医療生協に入職することを決意した学生で、奨学金の貸付を希望する学生とします。

2. 奨学生は、富山医療生協の事業所が加盟している「富山県民主医療機関連合会」（富山民医連）の奨学生としても位置づけ、富山民医連と連携して援助を行います。

(奨学生の任務)

第3条 奨学生は、地域住民・組合員から期待される医療従事者となるよう誇りをもって、勉学に励まなければなりません。具体的には、①富山民医連の奨学生会議や企画に参加、②富山医療生協や富山民医連事業所での実習、③年1回以上の近況報告や面談などを行います。

(奨学生の卒業後の進路)

第4条 医学生は、卒業後2年間の臨床研修終了の後、原則として富山医療生協に就職するものとします。その他の学生は、卒業後、原則として直ちに富山医療生協に就職するものとします。但し、諸般の事情により、富山医療生協へ就職できない場合には、本人の希望を尊重して協議のうえ進路を決定します。

(奨学金の申請・承認)

第5条 富山医療生協の奨学金を希望するものは、本規定を承認し、所定の申し込みを行い、富山医療生協の常務理事会で審査のうえ、理事会で承認するものとします。

(奨学金の基準)

第6条 奨学生として承認されたものに貸与される奨学金は次のとおりです。

- ① 医学生、1～4年は月額7万円、5年・6年は月額10万円とします。
薬学生 1～4年は月額5万円、5年・6年は月額7万円とします
- ② その他 月額5万円とします。

(奨学金の返済免除及び返済義務について)

第7条 奨学生は、卒業後（医学生は2年間の臨床研修終了後）、富山医療生協に就職し、一定期間勤務を経過したものは、貸与された奨学金の返済を要しないものとします。

2. 一定期間の範囲は、貸与期間を基本とします。
3. 奨学生は、卒業後富山医療生協に就職しなかった場合、及び奨学生を辞退した場合は、それまでに貸与された奨学金を速やかに返済しなければなりません。

(手続き方法・貸与方法)

第8条 奨学生奨学金の申請書類は、次のとおりとします。

- ① 所定の申請書及び誓約書（保証人2名）ならびに決意書
 - ② 本人の履歴書及び在学証明書
 - ③ その他富山医療生協理事会が必要とみとめたもの
2. 以上の書類提出後、面接を行い、富山医療生協理事会の承認のもと、決定します。決定は、本人に文書で通知します。
 3. 貸与期日は、毎月10日とします。貸与方法は、富山医療生協本部に本人が受領にくることを原則とします。遠隔地の場合は、振込みとします。
 4. 申請事由及び内容、住所の移動があった場合は、1ヶ月以内にその旨を富山医療生協本部に届出しなければなりません。

(規程の改定)

第9条 この規程の改定は、富山医療生協理事会で行います。

附則

1. この規程は、2005年7月30日富山医療生協第3回理事会で決定し、同年8月より発効するものとします。
2. 2009年1月 日 薬剤師奨学金改定
3. 2010年4月 1日 第6条 奨学金額改定
4. 2013年1月26日 第6条 医学生奨学金額改定